

各位

関川村 地域政策課

関川村集落施設等災害復旧事業について

村では、令和4年8月豪雨で被災した集落施設等の復旧等に係る経費について、下記のとおり補助することとしましたので、お知らせします。

なお、集会施設においては、床上浸水以上の被害があったものに係る事業を補助の対象とします。

1 関川村集落施設等災害復旧事業補助金の内容

事業種目	内 容								
(1) 集会施設復旧事業	<p>■集落集会施設の建物本体の修繕や施設に元々あったエアコンの復旧に要する経費について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率 90%以内、補助上限額 200 万円 対象の可否は次のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>○対象となるもの</th> <th>×対象とならないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○畳や床板の入れ替え</td> <td>×新規で購入する備品や消耗品の購入</td> </tr> <tr> <td>○襖や障子戸、建具の入れ替え</td> <td>×施設のバリアフリー化等の改良工事</td> </tr> <tr> <td>○豪雨により故障したエアコンの修繕・入れ替え</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○対象となるもの	×対象とならないもの	○畳や床板の入れ替え	×新規で購入する備品や消耗品の購入	○襖や障子戸、建具の入れ替え	×施設のバリアフリー化等の改良工事	○豪雨により故障したエアコンの修繕・入れ替え	
○対象となるもの	×対象とならないもの								
○畳や床板の入れ替え	×新規で購入する備品や消耗品の購入								
○襖や障子戸、建具の入れ替え	×施設のバリアフリー化等の改良工事								
○豪雨により故障したエアコンの修繕・入れ替え									
(2) 集会施設除却事業	<p>■集落集会施設の解体工事で生じた廃棄物の運搬や処分に要する経費について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率 100%、補助上限額 100 万円 								
(3) 共同墓地復旧事業	<p>■豪雨により被災した共同墓地の復旧に要する経費について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率 50%以内、補助上限額 100 万円 対象の可否は次のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>○対象となるもの</th> <th>×対象とならないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○共同墓地に流入した土砂、がれき、樹木等の除去や埋戻しに要する経費</td> <td>×個人所有の墳墓等の復旧費用</td> </tr> <tr> <td>○共同墓地の土地区画形状の復旧に要する経費</td> <td>×土地の取得費用</td> </tr> </tbody> </table>	○対象となるもの	×対象とならないもの	○共同墓地に流入した土砂、がれき、樹木等の除去や埋戻しに要する経費	×個人所有の墳墓等の復旧費用	○共同墓地の土地区画形状の復旧に要する経費	×土地の取得費用		
○対象となるもの	×対象とならないもの								
○共同墓地に流入した土砂、がれき、樹木等の除去や埋戻しに要する経費	×個人所有の墳墓等の復旧費用								
○共同墓地の土地区画形状の復旧に要する経費	×土地の取得費用								
(4) 特認事業	<p>■上記の事業に準じ、村長が特に必要と認めたものについて、補助します。</p>								

2 補助金申請期限

令和5年1月末 ※間に合わない場合は問い合わせください

【担当】 地域政策課 地域振興班

TEL 0254-64-1478 FAX 0254-64-0079

Mail chiiki-shinko@vill.sekikawa.lg.jp